

## 研修アンケート

研修の受講お疲れ様でした。

今後の社内研修に反映させて参りますのでご感想をご記入下さい。

### 研修で学んだことをご記入下さい

インボイス制度スタート後の経過期間6年間の内容について確認しました。  
登録申請期限 R5.3.31 を過ぎてしまうと事業年度途中から登録事業者になることができず翌事業年度から適用となることについて確認しました。

### 研修の中で、実際に活かせる点をご記入下さい

「インボイス制度と納付消費税の関係」のところは、インボイスを受け取れる経費分だけ仕入税額控除の対象になることを説明するときにわかりやすいと思いました。  
顧問先とその得意先の関係により有利選択が変化するので、ケースごとに聞き取りと検討が必要であることを再確認しました。

### 質問事項・疑問点・意見をご記入下さい

朝倉さんとの最後の問答が気になります。免税事業者は消費税を記載した請求書を発行することもできないのでしょうか？(仕入で負担した消費税を、売上で回収することを自ら放棄する請求書を発行しなければならないのかしら、という疑問です)

これまでの自分の把握では、インボイス制度が始まっても請求書の体裁は(免税でも課税でも)今まで通りのものを利用して、変更点といえば登録番号を記載すること、税率ごとの合計額を集計して最後に税率を乗じて請求額を算出すること、がメインだと思っています。すると買い手が請求書(レシートとか)を見て、仕入元が登録事業者かどうか判別する手段は、登録番号の記載があるかないか。それだけだと把握しています。

また、これまでの複数税率対応のためレジ入替などお金をかけて税別表示に努めてきたケースもあろうと思うのに、インボイス制度下で免税事業者であることによりそれらの努力が無用になるというのも不自然に思えてなりません。

このことは逆に、例えばフリーランスの個人事業者が免税事業者のままであることを選択する際に、得意先が課税事業者であった場合には、得意先の税負担増により契約解除になることを避けるために「消費税分を値引きする」という判断も選択肢のひとつになるだろうと、そんな風に把握していたのですが、混乱しています。

インボイス制度後の免税事業者が、消費税を記載した請求書を発行できない、ことの記述を、国税庁ホームページで自分では見つけられません。法令・通達を読む目がないので見つけられないだけかもしれませんが、上記のコメントに根拠を持たずお恥ずかしいのですが、もう少し詳しく教えてください。

感想をご記入下さい

ご記入ありがとうございました！

